

千葉県土石採取対策審議会運営要領

(目的)

- 1 この要領は、千葉県行政組織条例（以下「条例」という。）第34条の規定により千葉県土石採取対策審議会（以下「審議会」という。）の議事および運営を円滑に行うことを目的とする。

(審議事項)

- 2 条例の別表第二に掲げる担当事務を行うため、審議会は次の事項を調査又は審議する。
 - (1) 砂利採取法第16条、採石法第33条および千葉県土採取条例第3条第1項に規定する認可の基本的方針
 - (2) 土石採取に伴う自然環境保全および他産業との調整
 - (3) 土石採取業者に対する指導および取締方法
 - (4) その他土石採取に関する事項

(資料の提出)

- 3 審議会は、県に対し土石採取計画認可の申請の内容および認可の状況等審議に必要な資料の提出を求めることができる。

(建議事項のまとめおよび提出)

- 4 会長は、審議会で決定した建議事項を取りまとめ、知事に提出するものとする。

(その他)

- 5 この要領で定めるもののほか審議会の議事および運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

(附則)

- 6 この要領は、昭和49年1月30日から施行する。